

香川県出先機関事務決裁規則及び香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年10月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第43号

香川県出先機関事務決裁規則及び香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規則
(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)

第1条 香川県出先機関事務決裁規則(昭和44年香川県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表4(第3条、第4条関係) 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項 1～4 略					別表4(第3条、第4条関係) 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項 1～4 略				
5 県税事務所					5 県税事務所				
関係事務		事項	所長等 委任	決裁区分 所長等 課長等	関係事務		事項	所長等 委任	決裁区分 所長等 課長等
1～3 略					1～3 略				
4 地方活力向上地域における県税の特別措置条例関係事務 条…香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例		(1) 地方活力向上地域における事業税の課税を免除し、又は不動産取得税について課税を免除し、若しくは不均一の課税をすること。(条2条1項、3条)	略		4 地方活力向上地域における県税の特別措置条例関係事務 条…香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例		(1) 地方活力向上地域における事業税又は不動産取得税について不均一の課税をすること。(条2条1項、3条)	略	
5～7 略					5～7 略				
6～32 略					6～32 略				

(香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例施行規則(平成27年香川県規則第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第2条第1項及び第3条の規則で定める場合等)</p> <p>第2条 条例第2条第1項及び第3条の規則で定める場合は、特別償却設備を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者の数が<u>5人</u>（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者にあつては、<u>2人</u>）に満たない場合とする。</p> <p>2 条例第2条第1項及び第3条の規則で定める人数は、地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第6項に規定する<u>認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画</u>（以下「認定特定業務施設整備計画」という。）において定められた特定業務施設における雇用従業者数（新規採用又は当該特別償却設備設置者が設置する県外の他の事業所からの転勤により当該特定業務施設において増加が見込まれる従業者の数（当該認定特定業務施設整備計画に期間の区分が設けられている場合にあつては、当該事業年度又は当該年までの各期間の区分ごとに定められた当該数を合算した数）をいう。）とする。</p>	<p>(条例第2条第1項及び第3条の規則で定める場合等)</p> <p>第2条 条例第2条第1項及び第3条の規則で定める場合は、特別償却設備を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者の数が<u>10人</u>（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者にあつては、<u>5人</u>）に満たない場合とする。</p> <p>2 条例第2条第1項及び第3条の規則で定める人数は、地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第6項に規定する<u>認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画</u>（以下「認定特定業務施設整備計画」という。）において定められた特定業務施設における雇用従業者数（新規採用又は当該特別償却設備設置者が設置する県外の他の事業所からの転勤により当該特定業務施設において増加が見込まれる従業者の数（当該認定特定業務施設整備計画に期間の区分が設けられている場合にあつては、当該事業年度又は当該年までの各期間の区分ごとに定められた当該数を合算した数）をいう。）とする。</p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例施行規則（次項において「新規則」という。）第2条の規定は、平成30年6月1日から適用する。
- 2 新規則第2条の規定は、平成30年6月1日以後に新設され、又は増設される設備について適用する。